

第16回 調達価格等算定委員会

日時 平成27年1月15日（木）13：00～14：59

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○植田委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから調達価格等算定委員会を開催させていただきます。

年始のお忙しいところ、委員の皆様あるいは傍聴の皆さまにはご出席いただきましてまことにありがとうございます。

平成27年度の調達価格の意見書のとりまとめに向けた委員会を開催するということですが、一言だけごあいさつを申し上げます。

固定価格買取制度の開始から2年半が経過をしましてかなり投資が進んで、ある意味で確固たる見通しがつくようになったということでもあります。太陽光を中心にしておりますけれども、かなり多様な企業の参入等も促されておまして、手元にある累積の導入量、これは制度の開始前の累積と比較して昨年9月末で約6割増加をするということで、再生可能エネルギーの導入がその意味では着実に進んでいるということでもあります。

本委員会ではこれまでの法律の規定に基づきまして運用を行ってきたわけですが、来年度に向けても引き続き各電源の費用の動向を踏まえて調達価格等の算定を進めていくということでございますが、加えて、後ほど事務局からも説明をしていただきますけれども、小規模の木質バイオマスの調達価格の別区分化ということが必要か否か。あるいはもう一つ利潤配慮期間ですね、これは附則7条に基づきますが、この終了後の扱い、こういう問題についても議論していただくということになるかというふうに思っております。

なお、太陽光中心の導入がかなり進んだ結果、一方で賦課金の増大の懸念であり、系統制約の課題も顕在化するということでもあります。この点については政府のほうでは新エネルギー小委員会において固定価格買取制度のあり方を含めて議論が進められているということだというふうな承知をしておりますが、こういう状況も念頭に置きながら活発に議論を進めていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、来年度の調達価格の意見書のとりまとめに向けて適切な価格が設定されるよう厳格、

活発な審議をお願いしたいと思います。そのことをお願いいたしまして私からのごあいさつというふうにさせていただきます。

それでは、早速事務局からも一言ごあいさつを、部長からお願いできますでしょうか。

○木村部長

省エネ新エネ部長でございます。本日は非常にお忙しい中、また非常にお足もとの悪い中ご参集いただきましてありがとうございます。

固定価格買取制度につきましては今まさに委員長から申されたとおりでございます。系統の接続の問題、あるいは国民負担の増大といったそれに対する懸念ですとかさまざま指摘があることは事実でございますけれども、他方固定価格買取制度がこのように導入が拡大する原動力として機能しているということは疑いがないというふうに思っております。そういう意味でまずはやはりこの固定価格買取制度引き続きぶれない運用をしっかりと心がけていくべきではないかというふうに事務局としては考えているところでございます。

エネルギー基本計画、昨年4月にとりまとまりましたけれども、そこでもたしか安定的かつ適切な運用で制度リスクを低減するというような言い方をしておったと思います。したがってまだ固定価格買取制度は全然法改正があったわけでも何でもなくいろいろな議論はあるにしても、それはその場でしっかりとやるといたしまして、まずこの場ではしっかりとした運用を引き続きお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、他方そうは申しまして3年近い運用実績がある中で、ある程度実態が見えてきたようなところもございます。太陽光が非常に突出して導入が進むという中で、ほかの電源については必ずしもそういう力強い動きがないということで、なかなかばらつきがあるわけございまして、そういったものをどういうふうに踏まえていくのか。先ほど委員長からもご紹介がございましたけれども、利潤配慮期間が6月に切れますが、これについてのその後の取扱いをどうするのか論点でございますので、その辺もご議論賜ればというふうに思っております。

いずれにいたしましても固定価格買取制度、まず法の趣旨に基づいてしっかり運用するということで、また何よりも国民負担に支えられた制度でございますので、透明性が非常に重要だということで、まさにこの委員会でご議論いただくことを通じて国民の皆様にわかりやすく固定価格買取制度の趣旨ですとかあるいは構造をしっかりとご認識をいただいて、再生可能エネルギーの拡大についてのサポーターになっていただくというようなこともあわせて役割として担っておるというふうに思っておりますので、ぜひその観点からも活発なご議論を賜ればというふうに思っております。ぜひどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○植田委員長

ありがとうございました。

2. 事務局説明

(1) 最近の再生可能エネルギーの市場の動向について

(2) その他

○植田委員長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

では事務局のほうから、資料、最近の再生可能エネルギー市場の動向についてという資料のご説明をお願いいたします。

プレスはここまでということですので。傍聴はもちろん可能ですので、引き続きということでもよろしく願いいたします。

それでは、部長のほうからお願いできますか。

○木村部長

それでは、引き続きましてご説明をさせていただきます。きょうは配付資料といたしまして参考資料を2つお配りしておりますけれども、これが昨今非常に議論になっております系統の接続の回答の保留問題を巡る政府のパッケージと、それを導くに当たって新エネルギー小委員会の下に系統ワーキンググループというのを設置して、そこで議論した結果のある種エビデンスの資料でございます。一番ホットな話題でございますので、これにつきましてお手元にご提供させていただきました。これ自身は本日の議論なりの対象ということではございませんけれども、ご参考までということで配付をさせていただいております。

資料1を早速ご説明申し上げたいというふうに思っております。まずおめくりいただきまして、審議に当たっての前提ということでもう繰り返すまでもないことではございますが、コストデータがまず一番重要なわけでございますけれども、どうしてもここは全体のデータの件数の制約、あるいはできるだけ最新のデータを参照する必要があるでございますので、中規模以上の太陽光発電設備につきましては報告徴収を実施しておりますので、それを踏まえて27年度の調達価格の算定に当たっても参照をしたいというふうに考えております。

それから、②でございますけれども、太陽光を中心にデータが集積してきておるわけではございますが、まだ必ずしも十分なデータが集まっておらない、特に単年度で見ますと非常に十分ではないということがございますので、そこにつきましては制度開始以降運転開始したデータをすべて吟味の対象にするということにさせていただければと思っております。

それから、分析に当たりましては当然データ数でございますとか分布の状況、それからある種の特異な傾向、気象でございますとかそういったものによる都市ごとの変動といったものを勘案するということが必要かというふうに考えてございます。

それで2ページ以降がしばらく現在の導入の状況でございますが、3ページはもうよくご存知のとおりでございます。最新ということになりますと平成25年度でございますけれども、再生可能エネルギー全体で約1割、10.7%で、この中でいわゆる水力を除く数字ということで2.2%ということになっております。恐らく足元で見ますと3%程度を超えるくらいの趨勢なのではないかなと推測いたしますけれども、最新のデータではまだこの状況でございます。

これを各国で比較したものが4ページでございます。国際的に比較するとやはり日本の再エネの導入量というのはまだ道半ばということが見てとれるわけでございます。

5ページでございますが、今実際に足元で調達価格どうなっているかということでございまして、事業用太陽光につきましては従来から税抜きで40円、36円と来まして、本年度は32円ということで価格が設定されてございます。住宅用太陽光につきましては昨年度38円だったものが37円に引き下げということになっております。それ以外に価格の区分といたしまして洋上風力、それから既設導水路活用型の中小水力というものを新設をいたしておりますけれども、それ以外は調達価格について今まで特段動かしたということがないわけでございます。

6ページでございますけれども、再生可能エネルギー導入状況をより足元の状況としてごらんいただきますと、平成26年9月末の時点で設備の導入量、これは下に表がございまして、その左の2つの数字を見ていただくと左から3番目の欄、固定価格買取制度導入後の導入量ということで合計が1,321万kWということで、これは冒頭委員長がご指摘された比較して約6割の増ということでございます。FITの入る前は2,060万ということに比較しての数字ということでございます。

認定量が一番右の欄なのですけれども、足元の認定ということで言いますと7,349万kWございまして、これはもちろんこの中で導入を既にされているものもございまして、これからはございませぬけれども、やはり非住宅の太陽光の認定量というのがすごく多いということになります。買取の電力量と買取金額を間に入れてこれ今ホームページで公表しておりますけれども、例えば9月末の導入量に当たるものが生み出した電力、1月でこれが約21億kWhということになります。買取金額は778億円でございます。その中でやはり太陽光、特に非住宅の占める割合というのが多くなっているということでございます。

7ページでございますが、これも一つの取組といたしまして、やはり従来の高い調達価格を享受したまま運転に至らないというものをどうにかしなくてはいけないということで、これにつき

ましてはやはり場所とか設備が認定要件になっておりますものですから、これがいつまでも放置されているということはやはり国民負担との関係で説明がつかないということでございますので認定取消しを進めております。

ちなみに26年度からは自動的に失効するルールを導入しておりますけれども、24年度の認定案件の取消しが佳境に入ってきておりまして、1月8日の時点で取消し・廃止に至ったものというのが245万kW、今後聴聞が行われる、これは半年の猶予期間を与えましたものですから少しこれからの取消し案件というのがまだ残っているのですけれども、これは123万kWということになっております。

他方、要件を充足して事業化に向けた支障というのがとりあえず見当たらないというものにつきましては、順次チームとして事業化に向けて動き始めるものというふうに考えてございます。25年度につきましても同じく報告徴収を行いまして、これについても同じような対処を今後速やかに進めていくということを考えてございます。

それから、8ページでございますが、エネルギー基本計画で導入水準と認定状況の比較ということで、これは9月30日の新エネルギー小委員会に対して事務局から提出した資料でございますので、先ほど見ていただいた認定の数字とは少し前提の数字が若干違うのですけれども、それほど大きく変化はしていないと思っておりますけれども、少し違いますが。そこで見ていただいた限りにおいては、この2030という欄をご確認いただくと、2030年のエネルギー基本計画におけるある種の目標、エネルギー基本計画にはこれまでのエネルギー基本計画、一つ前のエネルギー基本計画も含めて、それを踏まえて示した水準をさらに上回る水準の導入を目指すという記述がございまして、そういったしますとベースラインとなるのがこの2030年のところが、したがってまして発電電力量ベースで言いますと2,140万kWくらいを再生可能エネルギーが生み出すという想定になっております。

これに対して今足元で認定しているもの、FITの制度の下で認定されているものがすべて運転開始をしたということを前提に数字を改めて計算いたしますと、2,020億kWhくらいの水準になるということでございまして、右と左、対照いたしますと94%程度の導入が今後見込めるということでございます。ただ、これはもちろん事業断念でございますとかさまざまな制約がございましてこれがすべて運転開始するということはそれ自体は非現実的な話でございますけれども、例えば太陽光などは今までの認定の水準で既に2030年の需給の姿という水準を超えるレベルの導入が進みつつあるということでございます。

それで最後に9ページでございますが、こういった状況を前提に賦課金がどういふふうになるのかということについて、これも新エネルギー小委員会での資料そのままでございますけれども、

すべて仮に運転開始した場合でございますが、2兆7,000億円程度の単年度の賦課金額になるという試算でございます。

ただ、これにつきましてもあくまでも大胆な仮定を置いた単純な計算でございますのでもちろんこのとおりになるというものではございませんが、一つの目安としてお示ししているものでございます。下の欄に内訳がございますが、やはり太陽光が導入が先行しているということもございまして、太陽光の占める割合が大きくなっているということが見てとれるわけでございます。

10ページ以降が個別のコスト等につきましての分析でございます。まず太陽光でございます。住宅用の太陽光と呼んでおります10kW未満の太陽光でございますけれども、システム費用につきましてはこれ見ていただいたとおりでございますけれども、直近の平成26年10月から12月期の新築設置の平均値ということで見ますと、システム費用は36.4万円ということで26年度の調達価格の想定値38.5万円よりも下落をしております。

それで既設のものにつきましてはこれよりも少し高いわけなのですけれども、過去の2年間の分析なり趨勢を今回も踏襲してはどうかというふうに思っております、最終的に全体の平均の低下傾向を勘案いたしますと結果として翌年度の全体の平均値の近似値に至るということでございますので、システム費用として採用するのであれば36.4という数字が一つあるのではないかとというふうに考えてございます。

それから、12ページ運転維持費でございますが、まずいわゆるメンテナンスのようなものでございますけれども、これは多くのパネルメーカー10年間無償でシステム全体の保証というのを実施していて、これは販売価格に転嫁をされているということでございまして、単独の運転維持費はそういう意味では立たないわけでございます。他方、定期点検とパワコンの交換がございまして、その費用につきましてはここに計上する必要がございます。昨年度のヒアリング結果から変動が確認されておりませんので、同水準3,600円/kW/年ということで想定値を置いてはどうかというふうに考えてございます。13ページがそれを全体まとめた一覧表でございます。

次に非住宅でございます。10kW以上の太陽光のシステム費用でございます。まず14ページが法令に基づいて運転開始、年報という形で提出いただいているものでございまして、これを見ていただきますと全体的に低下傾向にあるということでございます。数字は見ていただいたとおりでございますけれども、特に10～50kW未満のところの下落というのが割と顕著なような印象を受けております。他方、26年度の想定値よりはいずれも高いということでややコストの下げ方が、そういう意味で言うと26年度の想定値との関係でいうと必ずしも十分に下がっていないということかもしれません。

それで改めて15ページをごらんいただきますと、先ほど申し上げたように報告徴収をやらせて

いただいております、これは400 kW以上のすべての太陽光発電設備に報告徴収をかけているわけでございます。この中で運転開始にまだ至っていないのだけれども、既に資材等の発注をかけた案件というのがございまして、そのデータを収集しております。これのほうがより直近のデータになるということで昨年もこのデータを使わせていただいたということでございます。

ここで得られたデータでございますが、これで見ますと29.0というのが中央値で平均値で見ますと29.1大体同じくらいの水準でございますけれども、そういうデータが1,000 kW以上のカテゴリについては出てくるということでございます。従来から1,000 kW以上の太陽光システム費用というのが1,000 kW以上の大型の案件というのが一番効率よくやれるのであろうということで採用してきてございますし、それから昨年直近のデータということでこの報告徴収のデータを用いたということもございます。法令に基づくデータですと28.6で報告徴収でございますと29となるわけでございますけれども、ここは昨年同様の考え方、より直近のデータということでこの報告徴収の中央値29.0万円というものを使うということでいかがでしょうかというご提案でございます。

16ページでございますが、設備利用率でございます。これは費用負担調整機関が最終的にお金の出し入れをするわけでございますのでここですべてわかるわけございまして、設備利用率10 kW以上全体では昨年度13%から14%に上昇しているということが確認できております。大きいもので言いますと昨年度13.6%から15%ということでございます。これはやはりパネルの設置の容量をできるだけ大きくするというような工夫をなさったり、あるいは設置の角度あるいは設置方位といったようなものを十分計算する、かなり事業としてこなれてきているのではないかとということでございまして、将来に向けては14%というのを想定値として採用することとしてはいかがかということを考えてございます。

それから、17ページが土地の造成費でございます。1,000 kW以上が一番効率的だということで全体的にこれを採用しておるわけでございますけれども、土地の造成費というのは当然大きくなるほど高くなっていくわけでございます。1,000 kW以上の土地造成費というものを見ますと平均で1.39万円、中央値で0.92万円ということで、他方すべての設備で見ますと平均値で0.36万円中央値はほとんどのものはかかっていないということで0になってしまうわけでございますけれども、これ全体の想定が0.4万円ということになっております。趨勢としては効率のよいメガの造成費というのは上がっておるわけですが、全体として想定どおりということで、そこは土地の造成費はかかったらかかっただけコストに反映させるというのがどこまで適切なのかというようなこともございますし、ここは想定値を据え置くということでいかがかなということで、これは事務局からのご提案でございます。

それから、接続費用でございますが、これは想定値が1.35万円/kWということになってございますが、いかなるカテゴリーで見ましてもかなり想定値よりも低いデータが出ております。他方、今回収集されたデータはいわゆる系統の保留問題が生じた昨年の9月よりも前に接続が終了している案件が大半でございますし、やはりローカルの系統制約というものもかなり顕著になってきているということで、今後は接続費用さらなる上昇というものも考えられるということでございますので、ここは一つ想定値を据え置くということでご提案とさせていただきます。

それから、19ページ運転維持費でございます。1,000kW以上の設備の運転維持費、これは平均値で見ますと0.8万円から中央値0.6万円ということに下がってきております。これも1,000kW以上が一番高いのですけれども、全体として効率的なものということで1,000kWというのを使っていますので、この1,000kW以上の趨勢0.8から0.6というものを勘案して、運転維持費につきましては中央値0.6万円を採用してはどうかというふうに思っております。

それから、20ページでございますが、土地の賃借料でございます。1,000kW以上の土地賃借料を計上している設備の土地賃借料、平均値で242円/㎡/年ということで、中央値で見ますと153円ということでございまして、調達価格の想定値150円というものに対してそれほど大きな乖離がないのかなというふうに思っております。

また、下のグラフ、これは運転維持費とかもみんなそうなのですけれども、やはりかなり特異に高いものがあるわけですね。非常にばらつきがございまして、これは恐らく平均値をとると全体としてこういう案件に押し上げられてしまうということで、やはり効率的に実施される場合という法律の建前をここはやはり重く見て中央値の153円というものを採用するというご提案とさせていただきます。

21ページが今までの事務局の分析及びそれについてのご提案につきまして一覧にしたものでございます。

次に、中規模の太陽光についての議論というのがございまして、昨年度の調達価格算定委員会では新たな価格区分を設定するかしないかということでいろいろとご議論いただきまして、最終的には必要ないのではないかとということで合意はされたわけでございます。ただ、これにつきましては改めて検討をする必要があるというふうに思っております。

下に規模別の認定・運転開始状況、それからシステムの費用の表がございましてけれども、設備認定あるいは運転開始ともに相当程度の件数あるいはボリュームというものが中小規模の太陽光についてもあるということは明らかではないかなど。それなりに旺盛な事業活動というのが進んでいるということは言えると思っております。他方、システム費用につきましても10~50kW未満と1,000kW以上の差というのはかなり縮小してきているということが言える。これが下の表の

右2つの数字ですね、これを見比べたものでございます。そういった全体としてのシステム費用等の動向になっているということでございます。

また改めて規模別の資本費の内訳と運転維持費の確認というのを23ページで行わせていただいておりますけれども、システム費用につきましては10～50kW未満が32.2万円ということで一番高く、1,000kW以上の29万円とは3万円ぐらいの乖離がございます。これもかなり縮小してきているのではないかとこのように思っておりますけれども。他方、土地造成費につきましては大きいほどもちろんかかりますし、接続費用につきましては10～50の категория というのが一番高いということになっております。他方、運転維持費は当然大きいほど高いということで、こういうある意味まだら模様のような形になっていると、そういうコスト構造が前提としてございます。

24ページでございますが、IRRでどれぐらいの一体利益がそれぞれの案件に得られているのかということで確認をさせていただきました。設備利用率、今回実質的には14%程度の実績があるということでございますのでそれをおきまして、それぞれ調達価格32円という前提で計算したものでございますけれども、それで一番下の表を見ていただくと、IRR 6%未満の件数の比率というのが10～50で48%あると。それで、いわゆる小規模の住宅用太陽光等につきましては3%ぐらい、3.2%でIRR水準を見ておりますので、それよりも下回っているというものがどれぐらいあるのかということで見たら、それが10%という数字になってございます。それを横に順番に見ていただくとだんだん大きくなるにつれ件数の比率というのが少し小さくなっていくということでございますけれども。これをどう見るか。実質的には半分以上の案件で6%のIRRを手元のデータの分析でさまざまな手法があるのかもしれませんが、半数以上が6%を確保しているということでございまして、そこを考えると必ずしも中規模太陽光は事業採算性が十分でないということまでは言い切れないのかなというのがデータの分析をした限りの私どもの気持ちでございます。

25ページでございますが、中規模の太陽光の今度は建設を断念したものが潜在的に有していた費用構造でございまして。設備の認定を受けたけれども実際事業をやらなかったというものについて具体的に比較をしたわけでございますが、10～50未満で断念した案件がシステム費用は少し高くなっておりますが、逆に50～500というところで見ますと安くなったりもしてございまして、必ずしも一般的なトレンドがつかめない感じでございます。事業実施を断念した費用以外の理由、それ以外の理由としてどういうところにあるかということもあわせて聞いたわけでございますが、500kW未満ではやはり土地の確保、許認可といったところがネックになったというのが半分以上あるわけでございます。その土地の確保が得られなかった、予定していた土地の所有者との調整

がつかなかったというようなそういうものもございまして、そういう意味で言えば費用の構造を見るだけではなかなか中規模の太陽光が事業が実際にできない理由というのが十分ブレークスルーできないということかもしれないというふうには思っております。

こういったことを総合的に勘案していただいて、中規模太陽光につきましても別区分化の検討についてご議論いただければというふうには思っております。

次に27ページ、風力でございます。風力発電につきましては概況のところでは大型の風力が現在142件設備認定を取得しております。当然迅速に事業実施が可能なように環境アセスメントの迅速化でございますとか、あるいは適地でのご支援等につきまして私どもとしても実施をしておるところでございますし。それから、小型の風力につきましては件数は非常に少ないわけなんですけれども、今事業環境整備に向けた取組が進められているということでございます。

コストでございますが、29ページをごらんいただきますと、20kW以上大型の陸上風力ということで全体の資本費のコストデータというのは20件にとどまっております。その平均値は39.7万円、中央値が31.6万円ということございまして想定値を若干上回る形になっておりますけれども、25kWと小型風力とほぼ同等の案件を除きますと、平均値で見ると31.8万円ということになります。そういう意味で言いますとこの陸上風力の資本費の分布、下のグラフを見ていただいても1件非常に飛び抜けて高いものがあるということで、こういう中で調達価格、私どもとしては想定値を据え置いてはどうかというご提案をさせていただいているわけでございます。

それから、30ページでございますが、運転維持費のコストデータ172件ございまして、その平均値は1.3万円、中央値が1.1万円ということで、26年度の調達価格の算定の想定値0.6万円を上回っているということでございます。他方、FITの施行でやはり収入が安定して一息ついたということで、オーバーホールが集中しているという実態がヒアリング等では明らかになっております。下の運転維持費の分布も非常にばらつきがある状況でございます、こういう状況でございますのでもう少し状況を見きわめたほうがいいのではないかとというのがご提案になっております。

それから、小型風力でございますが、これにつきましてはさまざまな取組が進められておりますが、資本費のデータがとれたものというのは2件でございます、これは調達価格の前提125万円よりも圧倒的に高い323万円というデータでございます。ただ、いずれにしても2件しかございませんのでもう少しさすがにちょっとこれは状況を見きわめたほうがいいのではないかとというふうに考えてございます。

それから32ページ、洋上風力発電でございますが、昨年度のこの委員会で今年度から新たな調達価格をつくっていただきました。これにつきましては相当程度関係各省のご協力もいろいろいただきまして案件が進みつつあるということでございます。ただ、現時点でまだコストデータ

当然1件も出てきていないということでございますので、これを現時点において見直していく根拠がないのではないかなということでございます。

次に、33ページ以降が中小水力発電でございます。概況34ページでございますが、固定価格買取制度の下で、またこれも関係各省のご協力ご理解をいただきましてさまざまな規制緩和が進められているということございまして、かなり案件としては出てまいりそうな趨勢になってございます。なおのところに書きましたけれども、昨年既設導水路活用中小水力ということで新たな区分を設けさせていただきましたけれども、これにつきましてもまだコストデータが出てきておりませんので見直しの対象には今回、見直しと言いますか想定値の見直しの対象には今回ならないのかなということございまして、したがってフルに新設するタイプで調達価格をご議論いただければというふうに思っております。

それが35ページ以降でございます。中小水力発電幾つかの区分がございますけれども、200kW未満の総体的に小さいものでございましてと資本費のコストデータが52件ございまして、全体として想定値を平均値、中央値ともに上回っておるということでございます。他方、中小水力につきましては公営のものもございましてけれども、民間事業者が設置した案件ということになりますとやはりこれはかなりそれぞれ下がるということございまして、想定値にかなり近づいてくるということでございます。

件数でございますとかあるいは右に資本費の分布をグラフでつけてございますけれども、やはりかなりばらつきもございまして、にわかにこの想定値を見直すということには必ずしもならないのではないかなということでのようなご提案になってございます。

それから、36ページでございますが、これは運転維持費41件ございまして、平均値、中央値ともに想定値よりも下回っているということでございます。これにつきましてもやはり下のグラフ、右のグラフとかを見ていただきますと分布がやはり非常にばらついている状況でございます。件数も2桁にとどまっているということもございまして、やはり想定値を現時点で見直すことには私どもとしてはどうなんだろうということでのようなご提案にさせていただいております。

次でございますが、200～1,000kW未満のデータということで、これはデータとしては12件で、平均値、中央値それぞれ想定値を上回っております。そうですね、80万円を上回っているということでございます。民間事業者のもので見ますと少しそれが下がるわけでございますけれども。これも資本費の分布を見ていただいても非常にまちまちでございまして、どのようにこれを全体としてトレンドを把握していくのかということのをやや私どもとしても苦慮するところがございましてけれども。やはり全体のデータの件数あるいは分布の状況等を考えると、とりあえず想定値を見直す根拠としては十分ではないのではないかなというふうに思っております。

それから、38ページの運転維持費につきましても48件で平均値2.2万円、中央値1.3万円ということで、これは想定値をかなり下回る実績になっておりますが、これにつきましてもだからと言ってすぐに下げるというにはやはり下の分布を見ますと非常にばらつきが大きくて、これをどのように理解をしながら考えるかということになりますけれども、現時点で想定値を見直すにはやはり足りないのではないかなというふうに思います。

それから、39ページでございますが、1,000～30,000のカテゴリーで、これは資本費で得られたものは2件しかございません。これは調達価格の算定の想定値を大きく下回っておりますが、これやはり2件で云々というのは難しいだろうと。それから、運転維持費のコストデータ45件ございまして、その平均値、中央値ともに上回ってはおりますけれども、これもやはり下のグラフを見ていただいたとおりでございます、非常に少ないところから多いところまでであると。全体的にはやはり効率的に供給されるということを前提にコストを考えていかなければなりませんので、前提としている数字をいじるには十分な根拠がないのではないかなというのが事務局の今の考え方でございます。ご議論いただければと思います。

それから、地熱でございます。41ページをごらんいただきますと、大規模なものにつきましては運転開始の実績はゼロでございます、今後出てまいる案件というのは1件考えられると。それから、進行中のプロジェクト自身はここに書きましたように例えば調査が進んでいる案件が6件、アセスメントに向けた準備のものが1件、合計で7件あると。それ以外にも地元理解に取り組んでいる案件等もかなりございましてかなり動きが出てきているということは事実でございますが、やはり何分データがございませんので現時点で想定値を変える根拠としては不足しているのかなということでございます。

それから、小規模、1.5kW未満のものでございますが、資本費のコストデータが5件、それから運転維持費のコストデータ1件ということでございます。これも想定値、これはその想定値から上回っているということでございますが、10kWという非常に小さい案件を除けば平均値147万円ということで想定値とそれほど大きなずれはないのではないかなというふうに思っております。

それから、運転維持費につきましては逆に下回っておるわけでございますけれども、いずれにしてもデータの件数が余りにも少ないものですから想定値を据え置くということではいかがかというご提案でございます。

それから、42ページ以降がバイオマスでございます。木質というのは一つのカテゴリーでとりあえず分析をさせていただいておりますが、まず43ページが資本費のコストデータ8件でございます。平均値が41万円、中央値42万円ということで想定どおりなのですけれども、これもかなり

ばらつきはございます。据え置きということではいかがかと。

それから、運転維持費でございますが、これは逆に平均値、中央値ともに想定値を上回っているということでございます。他方、下の分布とかを見ていただきますとやはり一部すごい高いものがあるわけございまして、この中で全体をどのように判断するか。やはりもうしばらく状況を見きわめたほうがいいのではないかというご提案でございます。

それから45ページ、燃料費でございますが、これについても件数がかなり少ないのですけれども、未利用材で言いますとこの下の表を見ていただきますと5件のデータで1万861円/トンということ。一般木材ですと7,267円、これは少し想定よりも低いんですが、おおむねそれほどずれるものではございません。リサイクル木材につきましては4件しかデータございません。少し高いんですけれども、これをどのように判断するかということかと思えます。

ちなみに、製紙用の木材チップの原料価格の推移というのを見させていただいて、これは一般木材の価格に恐らく連動してくる可能性があるものがございますけれども、過去の変動幅におよそおさまるということでございます。これデータの数等を勘案いたしますと、さすがに現時点でちょっとデータを踏まえて見直すというところまでいかないのではないかなというふうに思います。

それから46ページ、廃棄物でございますが、資本費のデータが20件、平均値が72万、中央値59万ということで、31万円をこれは上回っているということでございます。他方、大規模なもので見ますと29万円ということになりますし、それから補助金を受けていない案件というものは、要は民間ベースのもので、補助金が入っているものというのはどうしても公共性が非常に高く採算等はやや度外視しているようなところがあるのかもしれませんが、そういうものを除外して考えると想定値に近づいてくるということでございます。いずれも件数としては、これも下を見ていただくと非常にばらつきがございまして、想定値を見直すだけの十分な理由づけというのは難しいのかなということでございます。

それから47ページ、運転維持費でございますが、135件ございまして、平均値で見ますと5.8万円、中央値が3.9万円ということで、これは想定値を2.2万円を上回っております。他方、これにつきましても補助金を受けていない案件のコストデータを見ますとやや近づいてくるわけでございますし、それから下の分布状況、これを見ていただくと非常にやはりばらつきがあるという中でどのように判断するかということかと思えます。

48ページ、メタン発酵バイオマスのものでございますが、27件のデータで資本費を見ますと、全体として想定値よりもかなり低い数字になっております。下の実質資本費を見ていただくと、これはやや山が立っているようにも見えるのですけれども、いずれにしても件数的には非常に十

分でないということもございまして、すぐこれに伴って下げるとするのがよいかどうかしばらく想定値を据え置くということではないかというふうに思います。

それから、49ページでございまして、運転維持費につきましてもこれもコストデータ11件の中で想定値を下回っておるわけでございますけれども、やはり件数も少なくてばらつきもあるということで想定値を据え置くということかなというふうに思います。

それから、50ページ以降が今年の調達価格算定委員会でもご議論いただきました小規模木質バイオマスの別区分化の問題でございます。別途の区分を設けることも含めて再検討を行うということにされております。設備認定を受けた木質バイオマス、現在70件、相談を含めれば130件の案件が事業化に向けて検討が進められているということでございまして、やはり調達価格がそうしているのかどうかちょっとわかりませんが、中規模な案件に分布は確かに集中はしていると。他方大規模なものあるいは小規模なものも現にございます。それから、原料別で見ますとやはり未利用木材を使う、間伐材等そういったものを使うものが多いようでございます。

51ページをごらんいただきますと、木質バイオマス発電の出力と資本費、運転維持費の関係、つまり大きさとそれからコストの関係ということでございまして、これは下のグラフをごらんいただきますと、nが8なので8件のデータの分析でございますけれども、余り明確にここから趨勢と言いますかトレンドと言いますかそういったものは読み取れないのではないかなというふうに思います。

それから、右が出力と運転維持費の関係、大きさと運転に係るコストというのがどれぐらいトレンドがあるかということで、これも5件しか分析対象ございませぬけれども、非常に小さくてかつ運転維持費が高いもの、それに対して安いものさまざまございまして、あまり明確な傾向というものがちょっと読み取りづらいのかなというふうに思っております。

それから、未利用木材につきまして燃料使用量と燃料単価で見たものがその下のグラフでございまして、これも十分データがございませぬ、5件でございまして、それを見てなかなかこれで一定の傾向というのが確認がしづらい、燃料をたくさん使う場合は単価が高いのかあるいは安いのかちょっと一概には言えないかなということでございまして。

52頁に断念した案件というのがわからないかということで、昨年も委員からご指摘をいただいて、これちょっとなかなかデータをとるのが難しゅうございまして、分析をしたものでございまして。事業者の皆様はやはり都道府県にご相談されることが多いだろうということで、それぞれヒアリングをその都道府県経由で行わせていただいたというものでございまして。47件の事業計画みたいなものについてとりあえず把握ができて、たまたまこれは都道府県の数と同じなのですが、都道府県の数ではございませぬ。原料調達33件、立地場所が6件、それから資金

調達が5件ということで、断念した主な理由が、必ずしも初期コスト、運転コスト2件のみということでなかなか初期コスト、運転コストが高いから事業ができないということだけでもないのかなというのが少なくともヒアリングで読み取れた傾向でございます。

他方、小規模木質バイオマス発電かねてからご指摘もいただいておりますし、引き続き事業者やメーカーのニーズでございますとかあるいは林業活性化といった別の意味での政策的意味合いなども明確にしながら対策の可能性というのを検討していくべきではないかということでご議論いただければというふうに思っております。

最後でございます。利潤配慮期間終了後の扱いでございます。54ページにまず法令がございまして、7条、これは見ていただいたとおりこの法律の施行の日、すなわち平成24年7月1日でございますが、それから「起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮する」という規定がございまして、3年間を限りということでございまして、改正が加えられない限り基本的にはこの特に配慮する利潤というのが失効するということかと思っております。平成24年度のまさにこの調達価格算定委員会における意見でも一、二%程度上乗せするというのを利潤について行っていただきまして、ただむろん3年経過後はこの上乗せ措置は廃止されるものであるということで非常にここは明瞭に記載がございまして。

それで、55ページが今想定していただいておりますIRRの一覧でございまして、これがすなわち利潤配慮期間におけるIRRということになるわけでございまして、56ページでございまして、他方実際足元の導入、これはもともと導入を加速するためにやっとなし、利用の拡大を図るためというふうに附則7条には規定がございましてけれども、それが十分効果を発揮したかということでございまして。太陽光につきましては下のグラフで見ていただいたとおりFIT前とFIT後で大きな傾向に差があるわけでございまして、実際足元の認定量7,000万kWに達するというレベルになっておりますが、他方風力でございましてか中小水力、地熱、バイオマスについては必ずしも顕著な成績が上がっていないということでございまして、これは当然解任期間と言いますかそれが長いわけでございまして、その3年間に十分な成果が得られないということになったのかなというふうに思っております。

いずれにしても法律の立てつけといたしましては発電コスト、それから発電量が基礎になっていて適正な利潤に加えて導入量等についても勘案するということが可能なような仕組みになってございまして。制度開始直後におきましては導入量といっても具体的なものがないわけでございまして、実際3年間に近く運用してきて、かつ上乗せ措置が利用拡大を図ることという目的であったということを考えると、やはり終わるに当たっては各電源の導入量というものを今一度考慮するというところでどうかなということでございまして。

57ページに一つのご提案でございますが、法律はもちろん私どももしっかり守らなければいけないということで、平成27年7月1日からはいわゆる利潤配慮期間自身は終了するという事になります。導入が加速された太陽光につきましてはルールに従って上乗せ措置を廃止をしていくということではいかがかということでございますが、他方十分に加速されていない太陽光以外の電源につきましては導入状況プレミアムのような形で、例えばこれは仮称でございますけれども、導入状況を勘案してそれをある種の利潤、本則の利潤に反映されるというようなことで引き続き導入を加速するという事にはいかがかなというふうに思っております。

7月でこの利潤配慮期間が切れるわけでございますが、7月以降それにある種の接ぎ木をするような形で本則の利潤の中にプレミアムのようなものをしばらく混ぜ込むということも適正な利潤ということで許されるのではないかなというふうに私どもとしては考えておりまして、これについてご議論をいただければというふうに思っております。

58ページ、59ページはその電源別の開発期間でございますとか現在の導入量状況ということをお知らせしたのでそれについての資料でございますが、60ページ以降は参考情報ということになってございます。

以上でございます。

3. 討議

○植田委員長

ありがとうございました。

今のご説明を受けて質疑応答、自由討議にしたいと思いますけれども、どこからでも結構です。では順番に、まず和田委員からお願いします。

○和田委員

全体どこからでもよろしいですか。

○植田委員長

結構です。

○和田委員

太陽光発電の10kW以上の部分ですけれども、これまでも私規模別の価格の設定のほうが望ましいのではないかということをおっしゃってきかれましたけれども、今回システム費用なんかを見ますとかなり大規模と小規模で差が小さくなってきているということで、そういう面では大分今までと状況変わっているかもしれないのですが、ただ、客観的なデータで判断していく必要があります。

すので、例えば24ページに運転開始設備のIRR水準が規模別に出されております。この計算が適用調達価格32円で計算しているわけですが、恐らく規模の大きいものほど認定をとってから設備が完成するまでの期間が長く要するという傾向があると思うんですね。そうしますとこのデータの中で調達価格が32円よりももう少し高い価格、これ今年度32円ですが、前年度あるいは前々年度に認定をとったものもこのデータの中に入っているのではないかというふうに思うんですね。そういうものについては実際にはIRRは全く変わってくるわけで、それぞれが認定をとった年度の価格でIRRを算出していただければどうなるかということを示していただきたいというふうに思います。その上で、こういう規模の違いが有意差として出てくるのであれば、そこはやはり規模別の価格設定のほうが望ましいのだろうと思ってます。ですから、その辺のデータを出していただきたいということです。

23ページの表の中にこの資本費と運転維持費の表が出てますけれども、こういうものが規模別に出ているわけですから、これでIRRを出したらどうなるか、規模別にどうなるか。それでそれほど大きな差がなければ今までどおり一律でいいと思うんですが、やはり有意差があるのであれば、これはちゃんとそのような設定をすべきではないかということが一つです。

それともう一つ、小規模バイオマスですが、これ43ページの図なんかを見ますと、私の感覚ですとこの43ページの左の図で一番小さい部分の左下にある点はこれは恐らく異常値的なもので、それを除くと明らかに規模の大きさが反映したような資本費になっているように思うんですね。いろいろなところの現実の取組なんかを聞き取りなんかもしてきたんですが、やはり小規模なものは赤字になっているという事例なんかもあるんですね。赤字でも意義があるからやりたいということでやってる。例えば山形グリーンパワーなんかはそういうふうなことを言ってますけれども。

つまりとりわけ国産材を利用する森林資源を有効活用した再生可能エネルギー利用というのは私は特別な意義を持っていると思っているんですね。いろいろな意義がありまして、まず現状の森林資源の状況から言いますと、大体もう人工林の樹木の年齢が大体40年50年過ぎているものが非常にふえてきているわけですよ。ところがこれを国産材として有効活用できていない。なおかつ2008年に間伐特措法ができて間伐が少しずつ推進はされているのですが、間伐されたものが全部林地残材になって残っていると、こういう状況にあるわけですよ。ですから、そういう森林資源を有効活用する、もちろん物的利用も含めてですが、そういう有効利用しながら物的利用できない部分についてはエネルギー利用を大いにやっていくというふうな形で推進していくときに、現在の買取価格ですと大規模でないと、これIRR8%に設定しているんですが、大規模でないと8%なんて出ないんですよ。小規模はほとんどそういうものでは

できないものですから最初からもうあきらめているというのが私は現状ではないかと思っています。

ただし、では大規模でもいいから大規模がふえたらいいかという、大規模というのは大体5,000 kW以上を私は意味しているのですけれども、5,000 kW以上のバイオマスを使った発電ということになると、半径50 kmぐらいの円の森林が必要なんです。つまり広大な森林が必要なわけです。こういうものでしかできないものですから、小規模はあきらめて大規模にしてやろうというのが今の動きだと私は見てます。だから、現在導入されている事例は少ないのですけれども、認定されている事例はかなりたくさん出てきていますね、最近。その認定されているものの大部分が大規模になってるわけです。例えば大分県なんかですと大規模なやつが集中してきているものですから、私はひょっとすると原料が足りなくなってお互いに原料の取り合いをやるというふうなことまで出てきやしないか。バイオマスの関係者に言わせると、森林がそれによって荒れてしまいはしないかというふうな危惧まで出されているんですね。だから、未利用の木質利用ができればいいというのではなくて、木質利用が森林の保全なんかもきちっとやりながら、なおかつ地域の活性化に貢献できる、そういうあり方としては大規模なものが推進されるよりも小規模なものがいっぱい推進されるような状況を価格の上でも私たちはつくっていかねばいけないというふうに思うわけです。現状はそういうふうになってきていますので、このまま推移すると私は新たな問題が起きてくるのではないかと、日本の森林が荒れてしまうとかそういうことになりはしないかという危惧を抱いています。このままこれが推移していくと。

ですから、そういう意味からして小規模な森林バイオマス利用が推進できるような状況をつくって、現在認定とっているものでも5,000 kW以上の認定をとっているものが多いわけですが、そういうものも本来だと私は小規模なものがいっぱいあちこちにできたほうがよかったと思うんです。そういう状況をつくり出すということが非常に重要ではないか。

これはほかにもいろいろな意義がありまして、例えばエネルギー効率を考えても大規模な発電というのは全部直接燃焼なんです。直接燃焼の火力というのはものすごく熱効率悪いわけですよ。これに対して小規模なものはガスタービンとかガスエンジンの発電できますから効率が上がるわけです。なおかつ小規模なものと発電だけではなくて熱利用もしやすくなるわけです。つまりコジェネですね。これは国際的に見たらほとんどバイオマスの利用というのはコジェネでやられてますよね。オーストリアにしてもドイツにしてもデンマークなんかにしても。それはエネルギー効率からいったらそのほうがはるかに高いものですからそういうふうな活用がされている。これはエネルギー全体を日本全体として効率よく使うという意味でも非常に意義があるというふうに思うわけです。ですから、そういうふうな観点からして、やはり小規模なものについてもうちよっときちんとしたそれがやれる価格を設定していくというのは極めて重要ではないか

と。

もう一つ言わせていただけると、今回再エネ発電電力の接続保留問題が起こりましたね。これは気候の変化によって変化する太陽光や風力がふえたという、風力はふえなかったですけども、太陽光がとりわけ大規模なものがふえたことが原因だと思うんですけども、そういうものの調整機関として再生可能エネルギーの中ではバイオマスがその需給調整を担うエネルギー源になり得るわけですよ。だから、そこを拡大していくというのは将来的に需給調整なんかにも有効になってくるというふうな意味合いもありますので、ぜひここはそういうふうな極めて社会的意義の高いエネルギー源として小規模バイオマスがやりやすいような買取価格の設定をすべきではないかということです。

それから、簡単な質問なんですけれども、住宅用の太陽光発電の11ページの図なんですけれども、さっきご説明聞いていて気がついたんですけども。この全体の平均が直近のやつがすごくその平均値が新築に近いですよ。これはデータの間に違っていないと思うんですけども。要するに最近の住宅用の太陽光発電は新築ばかりが進んでいて既築の住宅用は進んでいないという結果としてこれが出ているのですか。これは単純な質問ですけども。

○植田委員長

ありがとうございました。

今の質問は、直ちにわかればですが……。ご意見はまた後で議論するとしてまして。では、山地委員、どうですか。

○山地委員

順番ですかね。二、三コメントしたいと思います。ほとんど太陽光発電に関するところですけども。

一つは、買取価格の決定に関して影響するわけではないんですけども、設備利用率、だんだん上がってきていて、特に大きいやつが15%ぐらいになっていると。日照エネルギーのパターンから考えると非常に不思議なことなんだけれども、どうも説明を伺うと太陽電池パネルの容量よりもパワーコンディショナルの容量のほうが小さく設定していると。そうするとピークが削られちゃうので利用率としては上がって見えるわけです。多分そうだろうとは思うんですけども、コストのデータを徴収されているのであれば多分パネルの容量とパワコンの容量との関係というのはわかっているんじゃないかと思うんですよ。もし差し支えなければそのデータを少し確認したいなというふうに思います。このことはつまり同じ1,000kWのメガソーラーといっても多分パネルは1,100ぐらい持ってることになる。キロワット単価が少し上がっていましたよね、中央値、

これはそれが影響しているのかもしれない。そのほうがビジネスとしては多分キロワットアワーがふえて成り立っていくというのだから別に悪いと言ってるわけではないのですけれども、ちょっと確認をしたいということが一つ。

それからもう1件はもうちょっと重要なのですけれども、新エネルギー小委員会で昨年半年議論を続けてきた中の1件として、やはり太陽電池のラッシュが問題だ、これの国民負担が特に大きいということで、買取価格をできるだけ抑制する手はないのかという中の一つの意見の中に、効率的な供給を行った場合に通常要する費用に利潤を考慮して決めているわけですが、その効率的な供給を行った場合という文言を、これは先ほどの説明の中でも中小水力のところでデータちょっとずれてるけれども、その効率的な供給ということからいって据え置いてはどうかという書かれ方をしていました。それともう一つ、導入量を勘案して価格を決めるというよりも現行法律になんか読みにくいんですけどもね、そういう説明になっていると。太陽光の場合は導入量は多いわけですから、それを勘案してそのコストをできるだけ下げる方向にもっていきとして、その効率的な供給を行った場合という条件を使って。つまり今までずっと継続性から言うとその中央値というのを守っていくのは安定的で予見性もあるんですけども、ただ今私が申し上げたような事情から中央値じゃなくて少し例えば低いほうの20%分とか、そういうふうにし少し中央値じゃなくてより安い方向のデータを採用するということは考えられるんじゃないかと思うんですよ。

今回IRRの分布は出ているんですけども、コストの分布は出てないのですが、当然データはお持ちだと思うので、その中央値じゃなくて少し安いほうに、上位20%というようなところでもいいかなと思うんですけども、そういうのをとったらどの程度になるか、少なくともその数値を出していただいて検討してみたいかがかというのが2点目。

それから、3点目はつまらない話なのですが、私は価格を決めるときに導入の量を勘案するというのはたくさん導入したらそんなに価格を高くせずにもっと厳しめにという今の太陽光みたいな場合に使うのかと思ったんです。けれども、これ最後のほうの利潤に特に配慮する期間のところを使っておられるわけね。太陽光に関しては十分入ってるから3年過ぎたら利潤に特に配慮はやめましょう。一方、それ以外については、量がたくさん入ってきたからというよりも、余り入っていないので利潤を特に重視する期間を引き続き伸ばしましょうという論理に使っているわけですね。なるほどこういう使い方もあるのかと私は意外性を持ったんですけども、だからといってよくないと言ってるつもりはないんですけども、本当にそういうことを想定していたんでしょうかというのはちょっと私の興味の点からの質問です。

以上です。

○植田委員長

ありがとうございました。

では、山内委員お願いします。

○山内委員

全体のきょうのご説明で各電源別のコストとそれから方針をお示しいただいて、基本的には太陽光の大型以外は据え置きの方針でということ。それで、太陽光のメガソーラーについては若干そのコストを考えてということで大筋はいいと思うんですけども、細かい点と幾つかそれにプラスのコメントなのですけれども。

さっきの山地先生おっしゃった設備利用率が14から15にしたというところが、いまいちちょっとじっくりなくて、大き目のやつをつけてピークがカットされてというお話なんだけれども、それで積分値というか面積的に発電レベルが上がるという話なんだけれども。そのところ、データでさっき山地先生がお示しをという話だったんですけども、それを私も思います。少し論理も含めてもう少し説明と言いますか実証と言いますか、そういうのをしてほしいなというのが1点目の指摘です。

それから、ほかのものについてデータが十分でないというのもそうですし、それからそれをどう判断するかということですね。この辺でちょっといろいろお話を伺う中で、風力なんかはある程度データ出てきているので、それをもう1回精査する必要があるのかなというのが2点目の指摘で。確かに統計的に有意にちゃんと説明できるかどうかというのが一つ大きな問題だと思いますけれども、その辺の精査は必要なのかなというのが2点目の話です。

それから、あとは今山地先生おっしゃったこととちょっと重なるんですけども、特に3つ目に言いたいことは、データをとるとき中央値という話ありましたけれども、いわゆるインセンティブ的な要素というのは入れられないかということだと思えますよね。さっきおっしゃっていたように能率的な経営の下でと言いますか効率的を前提にしているので、その面ではこれだけふえて、特に太陽光ですけれども、これだけふえてきたのならば効率性、能率性というものを何か考えられないかということだと思えますけれども。

この手の多様なものというのはいわゆる公共料金の算定の総括原価をやるときにインセンティブ規制みたいなものはあって、確かにこれは一つ価格1本決めておいてそれがインセンティブになるというのは大まかに言えばそうなんですけれども、その計算の仕方ですけれども、いろいろ工夫はすることはありますよね。電気の場合も原価算定の中で場合によっては横査定と言いますけれども、ほかとの比較でやるとか、あるいはリアリスティックでもって基準をつくってやるということをやるのでそういう思想はあるかなと思えますね。ただ、今回のこの買取価格について電気をやっ

てるようなリアリティが入られるかどうかというのはちょっと難しいんだけど。国土交通省いるけれども、国土交通省のバスとかタクシーの料金を決めるときに標準原価方式というのでやるんだけど、標準原価方式というのは一番上と一番下をカットしておいて、それで標準原価事業者を決めておいてその中で平均を出すというのをやるんですよね。そういう思想だったら今回のやつも何か考えられるかなとは思いますが。さっき山地先生がおっしゃったので、その点について少し私なりに考えてみますし、調べてみる必要があるのかなというふうに思いました。

それから、最後が利潤配慮期間の話なのですが、この前の新エネ小委で議論したときに私もそれに似たような発言をしたと思うのですが、要するにこれもある意味ではインセンティブなんだけれども、買取価格をうまく工夫することによって全体を上げるだけじゃなくてバランスも考えて買取価格を決めるということもあり得るのではないかというお話をしたんですけど、それが今回ある意味では太陽光以外のところで利潤の上乗せということで残るのかなというふうに思っていて、私やり方としてはあるのではないかというふうには思います。

ここから先一つ質問なのですが、さっき申し上げたように全体的な傾向としてはと言いますかきょうの資料説明では太陽光以外のところは大体据え置きということだけれども、この場合この据え置きというのは今おっしゃった利潤配慮というのが入った意味での据え置きあるいはそれが入るから据え置き、それらの関係性です。これはちょっと事務局なりの考え方を後でご回答いただければと。

以上でございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

では、辰巳委員からお願いできますか。

○辰巳委員

ありがとうございます。まず、2年半、3年目に向けてFITの制度がうまく動いてきたなというふうに思っておりまして、非常に意味のある制度だというふうにももちろん思っておりまして。きょう木村部長が最初にしっかりと運用していくことが重要ですよというふうにおっしゃってくださったことに非常に力づけられたというかこれからもちゃんとやっていかなきゃいけないんだということを思ったということを一言感想として述べさせていただきました。

それで、今回の新エネ小委で問題となっております太陽光発電の接続問題の話につながってなのですが、その接続問題を解決するというので12月末に法定案というかこんな方法があるという幾つかの方策を出しております。それがそのまま動くのかどうかちょっとまだ私はわ

かりませんけれども、もしそれが動いていたときに、この27年度に新たに認定を受けようとする人たちがまさに出力調整等のターゲットになるわけですね、たしか。そうなったときに今回の効率の話とかいろいろあったんですけども、本当に出力調整を受けるかどうかはわかりませんが、そういうことは今回の想定の中には入ってなかったと思うんですね。だから、一応きちんと効率よく過去の想定どおり発電した場合ということで検討していくのでいいのかどうかというのをやはり少し考えてもいいのかなというふうに思っております。今回の出力調整等の話が非常に声が大きくなって、やはり先ほどインセンティブという話があったんですけども、FITの意義をちゃんととらえて事業に出資して再エネを増やしていきたいと思う人たちにとって足を引っ張るようなことになってしまうような気もしますもので、そこのところを乗り越えなければいけないと私は思っているわけで。だからどうという提案があるわけではありませんけれども、少なくともその出力調整を受けるということと効率で考えるのかどうかちょっとわかりませんが、そのあたりの考え方というのは必要かなというふうにちょっと思った次第です。

それであと、その提案の中にパワコンに特別な能力を持たせて自分の側で調整できるような機械をつける人は優先的にとかというふうな話になるような気がするんですけども、例えばそういうふうな設置をする人に対しては設備の費用というのは今想定しているよりもきっと高くなるだろうと。家庭用に関しても同じようにターゲットとすると、私は家庭用までターゲットとすることが余りうれしい話ではないというふうには思っていますけれども、この流れの中ではそんなふうなこともあつたりしますもので、それは即刻価格に反映してくるわけで、そのあたりを一つ考えなきゃいけないかなと思ったこと。

それからあと、その他の太陽光以外の発電に関しては、私も小規模バイオのこと、木質バイオに関しては今回ここでどうするかというのはちょっとわからないけれども、やはり常に着目していかなければいけないと思うし、恐らく農水さんあたりと連携をとりながら国土を守っていくという意味からもぜひ手が入ってほしいというふうに思いますもので、もうちょっと積極的に取り組んでもらえるような形を考えていくのが重要かなと私も思っております。

それから、そういう意味ではあれなのですけれども、3年の特別のプレミアム期間が過ぎるといってお話に関してなのですけども、今回のご提案あれは基本的にはいいとは思うんですけども、考え方はちょっとまだ落ち着いていない、お腹の中に落ちていなくて、つまり太陽光はもう十分だからほかに関してはちゃんと今までどおりというイメージできているのですけれども。その伸び率が26から64まで上がってますというお話だったり、もしも現在認定を受けた人たちが発電にちゃんと接続できて発電した場合とかというお話もあつたりして、そういう数値から見て本当に十分なのかというのがわからないというか、私の根本的な考え方はここで止まりというのが

ないような気がしていて、もっと自然で、前回の基本計画の下の21%をターゲットにということ
で考えておられるので、これからエネルギーミックスどういうふうになるかわからないのですけ
れども、長期的に日本の将来を考えたらやはり再エネというのはどんどん導入していくべきだ
というふうに思っておりますので、可能性があるならば太陽光をそんなにまだ抑えなくてもいい
んじゃないかなと私は思っています。何をもちょうと考えるかというところの判断の基準がちょ
っとよくわからないということなのです。

だから、例えば目標値があつて、これだけの発電量までという目標値があつてそこに対しても
う9割きてるからとかというのであれば十分かなというふうにも思いますけれども、そちらがな
いままに21%ターゲットできているというところ、私は新エネ小委にもおりますのでそちらでは
もちろん言っていきたいとは思いますが、まだまだもうちょっと考えてもいいんじゃない
かなという。要は事業者が参入しやすくなる。それでなくても接続問題からなかなかやりたいと
思う意思をそがれそうな気がする中であつてやっといこうという人がいらっしゃるのであれば
ぜひひ伸ばしていただけたらいいなというふうに思ったという
ことで。

一応それが感想です。

○植田委員長

ありがとうございました。

随分たくさんいろいろな質問や論点をいただきましたので、事務局のほうから可能な範囲で、
考え方の整理の部分とデータの部分といろいろありますけれども、お願いできますでしょうか。

○木村部長

まず、和田委員からおっしゃられたまず太陽光10kW以上のIRRのところの計算につきましては
は、実際の買取価格との関係でイントンしたようなデータの分析というのはできないかとい
うようなことかと思いますが、それにつきましては私どものほうでどういう作業が可能かすぐに検
討させていただければというふうに思っております。可能な範囲で次回以降データを出させてい
ただければというふうに思いました。

それから、木質バイオマスの点につきましていろいろご議論いただいて、それで確かに一つ特
異点を除けば全体はやはりコストの趨勢というの見えるのではないかなというふうなご指摘。あ
るいはエネルギーだけにとどまらないさまざまな別のところでの付加価値でございますとか、あ
るいは現在のように大規模なものに寄せることによってかえって山が荒れるんじゃないかのよう
なご指摘はそれなりに私どもとしても重く受け止めて検討していきたいというふうに思います。
ただ一つ思いますのは、再生可能エネルギーを導入拡大する、あるいは山を守るということでも

よろしいのですけれども、必ずしも固定価格買取制度だけが唯一の絶対的な手段ではないものですから、何のためにやるのかということ、あるいはどうしてそれをそのまま電気料金の形で国民の皆様方が広く薄く負担するのかというようなこととの関係の折り合いはそこはやはり私どもとしてもつけながら、もちろんほかにもメリットがいろいろあるということ自体は非常によろしいんですけれども、その辺きちんとロジックの整理などもあわせてやりながらいろいろな皆様方のご意見を伺いながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、山地委員からご指摘をいただきましたパネルの容量とパワコンの容量の関係なのですけれども、これもデータを少し中でまた再確認をして出せるところはお出しをしていきたいというふうに思いました。実際よく聞く話としては、確かに先生がおっしゃられたとおりのところはあると思います。パネルが1,000 kW、パワコンの容量が1,000 kWなんだけれどもパネルは1,100積んで、それによって業界用語で言うと過積載とかいうふうに呼ぶんですかね、それで稼働率を上げるというようなことがあるという話を聞いております。他方、それが逆に資本費と言いますか全体のシステム費用を押し上げているようなところがあるのかもしれないので、若干システム費用、今回下げ止まっているとかむしろ若干上がっているような感じがありますけれども、それと設備利用率の向上というのはやや相殺されているようなところがあるのかなというふうにちょっとこれは印象でございましてけれども思いましたけれども、少しこれについては実データを踏まえてさらに分析をしていただければというふうに思っております。

それから、その中で実際のそのデータの中で何を判断の材料として使うかということで、太陽光については少なくとも中央値ということではなくて、例えば低いコストがかかってないほうのいわばトップランナー的な人たちというものを中心に考えてもいいんじゃないかというそういう考え方もあるんじゃないかというご指摘かというふうに思いましたけれども、それが絶対にいけないということは恐らく法律の解釈からは出はこないだろうなというふうには思いますので、一つの可能性としては考えられるというふうに思います。

ただ、これまでにとってきた考え方との継続性ですとか整合性ですとか、あるいは全体の中でやはり大規模なものというのがやはり効率がいいだろうということで想定を置いて、その中で平均値というのは非常に特異なものに引っ張られますので中央値をとるという考え方に一応合理性はやはり引き続きあるのかなというふうにはとりあえずは思っておりますけれども、これはまさに次回以降また改めてご議論もいただければなというふうに思っております。

それから、プレミアムのところが終了するということにつきまして、これは山地先生、それから辰巳委員からもご指摘をちょうだいして、ロジックがよくわからないというようなことかと思っております。若干座りの悪さがあるのかなということは思っていて、私ども改めて整理をさせていた

だければというふうに思いますが。もともと一、二%積み上げる前のものというのが適正な利潤だということであの制度自身は出発をしていて、その利潤配慮期間においてはIRR一、二%を上乗せして適正な利潤にさらに上乗せ利潤が乗っているということですので、法律の期限が切れれば基本的にその上乗せ部分というのはほぼ自動的になくなるべきものというのが基本的には出発点だろうというふうに思います。

他方、3条2項をやはり虚心坦懐に読み直してみると、費用を基礎とし供給の量の状況と受けるべき適正な利潤その他の事情を勘案してというふうに書かれておまして。ただ、実際に価格を決めるに当たって参考になるものという、最終的に積み上げになるものはコストと利潤ですよ。したがってこの供給の量が多いからということを経営に反映させるというのが難しいので、これが適正な利潤というもののあり方を通じていわば間接的にと言いますか代入するような形で考えてはどうかというふうには思っております。

ここで適正な利潤というのは本当に一つしかないというふうに思ってしまうと多分もう今回私どもとしてご提案しているものの余地というのは恐らくなくなってしまうのかなど。あるいはそれは適正な利潤そのものを根っこから全部見直しましょうという話になっていくわけなのですけれども、それを現在しっかり根っこから行うだけの根拠と言いますか、あるいは実態の変化というのが十分ない、それは逆に言うとFIT導入後3年間の導入がまだ十分でないという、その一次が唯一利潤について見直すことを可能にする手がかりなかなというふうに思っております。したがって、今回供給の量の状況というものが電源によって非常にばらつきがあるということで、少なくとも進んでいるかいないかということはあるんですけども、少なくとも進んでいないものについては引き続き適正な利潤というものの解釈を通じてそれをしばらくの間引き上げてみてもいいのではないかとというふうに解釈して、ちょっと苦しいのですけれども、そういうご説明ということでございます。ちょっと改めて私どもとしてもまた考え方を整理をさせていただければというふうに思います。

ちなみに、この導入量の勘案のところ、これは山内委員からもご指摘をたしかいただいたかと思っておりますけれども、供給の量の状況の勘案の部分、適正な利潤もそうなのですが、この辺は議員修正をされたポイントでございます。それから、当然附則7条自身も議員修正で入ったものでございまして、そのときの立法経緯につきましては改めて調べておきますけれども、若干その趣旨として明瞭に私どもの手元に何か書かれたものが残っているということがあまりございませんものですから、ちょっとやや推測になるかもしれません。そういうものとしてすみません、理解をしていただいた上でこの条文をできるだけ上手に使う、少なくとも太陽光どうこうというのではなくて、太陽光は基本的には原則のルールにのっとった形で処理をし、それ以外のもの

についてはやはり進んでいないのでそれについてプレミアム期間が終わったので、はい、さようならということがいいんだろうかということで思っご提案をしているというふうにご理解をいただければと思います。

あとは、設備利用率について山内委員からいただいたものにつきましても確かに14、15、これは山地先生のご指摘にも通じる話かと思えますけれども、しっかりデータを見ていきたいというふうに思いますし。それから、中央値の取扱いについても、これも山内委員からご指摘をいただいております。考え方としてはいろいろとあり得ると思えますけれども、そこをどのように取り扱っていくかということにつきましまさきにこの場でのご議論でもございますけれども、従来からの整合性等についても一応考慮した上でどのようにするかということを変更してご議論いただければというふうに思っておりますので、可能な素材を何かご提供できるものを探したいというふうに思っております。

それからあとは、出力制御の関係のご指摘を辰巳委員からいただいて、私どもとしても今回の系統の保留の問題に立ち至ったこと自身は私ども自身の反省もございませし、ただこれをそのまま恐らく乗り越えていかなくてはならないということかと思っております。そのためにはやはり出力を調整させていただくということ自体はやはり弾力的に使うことで結局そのほうが全体のためになるということは、これはワーキンググループの分析なりそういったことから私どもとしてはやはり相当明瞭に読み取れる話だろうというふうに思います。したがって、今後導入をしていただく皆様方につきまちはそういう出力調整をより弾力的に行わせていただくということを織り込み済みで市場に入ってきていただければということをお願いをさせていただくのかなということなのですけれども。

その部分を調達価格にどういうふうに反映させるかということに結局なるのかなということでございませ。これは非常に悩ましくて、一つ既に北海道は昨年から同様な状況になっているのですけれども、特に特段の措置を何か北海道向けということでルール上やったということにはございませ。要は出力調整がどの程度行われるかということについて見通しが非常に難しいということと、それから仮にそれが起きないとこれは完全に過剰な利益になってしまうということでございませ。本当はだから出力調整保険みたいなものでもあれば、その保険料が多分必要なコストですみたいなことになるのかもしれないのですけれども、ちょっとそういうものがまだ市場で売り買いされておられませんので、なかなかこれを例えばコストみたいな形、あるいはIRRのリスクということで織り込んでいくということがかなり困難なのではないかなというふうに正直思っております。

あと、特に太陽光につきまちはやはり出力調整の相対的なリスクが少ないところで事業をや

っていただくということ自体が可能なので、それほど多分立地点は選ばない。だから、この土地で私やりたいのでそれについて値段をとということだと本当に地域ごとの値段というのをつけなきゃいけないということになりますけれども、そこまでミクロ的に多分配慮はしてないと思うのですね、この制度は。だから、そういうことも考えるとやはり相対的に混んでないところに誘導するという効果もあわせ考えますと、余りそこまで付度しなくてもいいのではないかととりあえず私どもとしては考えております。

ただ、ご指摘あわせていただきましたパソコンをつける、時間管理をするための装置をつけるという部分につきましては、これは恐らく明示的なコストアップ要因になりますので、今手元にまだデータがそろっていないのでお出しできていないのですけれども、次回以降改めてそこについては、ちょっとどれぐらいのそれがかさ上げ要因になるかわかりませんが、出させていただいてまたご議論いただければというふうに思っております。

それ以外、いただいたものにつきましては改めて私ども事務局として受け止めさせていただいて、次回以降考えさせていただければと思います。

○青木課長補佐

和田先生からご指摘いただきました住宅用の太陽光のデータ、配付資料の11ページでございますけれども、26年の10-12月期で全体の平均が新築設置に近づいているということでございますが、一応サンプル確認をいたしましたら、やはり新設の割合が例外的に多くはなっておりますが、要因は明確にはわからないところはあるんですけれども、恐らく住宅用の太陽光の補助金が終了したことが影響しておるのかなというふうにも考えられますけれども、いずれにしてもデータが間違っているということではございません。以上でございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

追加的なご意見とかご発言があればと思いますが、いかがでしょうか。和田委員はどうですか。

○和田委員

接続保留の問題があってから実際こういうものに取り組んできた関係者の間で非常に不安が広がって、果たして取り組んでもいいものかどうかというそういう意見をものすごくたくさん聞きます。ですから、今回の場合は最小需要電力に対して太陽光や風力がオーバーするというところで出ているわけですが、そもそも最小需要期間なんていうのはそんなに長い期間ではなくて、ごく短期間ですよね。しかもそういうものを今の段階で調整可能なものとして広域の系統連系をきちっとやって、さらに2,600万から2,700万kWもある揚水発電をフルに活用すれば十分にこれは調整可能だと思うんですね。

もう皆さんもご承知だと思いますけれども、スペインなんかでしたら、去年の夏行って来たんですけれども、去年の前半だけで53%再生可能エネルギーで電力をまかなっているわけです。しかもスペインは系統連携網がほかの国と余りつながっていない。ピレネー山脈で遮られているということもあって。しかし、それにもかかわらずそれだけの高い比率のものを十分調整している。これは送電会社に当たるものを1社にしてそれで全国の調整をやるからそういうことが可能だと思うんですけれども、いろいろなそういう需給調整の技術というのは非常に発達しているんですよ。

国際的に見たら日本の場合には非常に低い比率にもかかわらずこういう問題が生じてきたというようにことをほかの国の人に言いますと、日本はそういうことまで調整できないんですかと、それだけの技術力しかないんですかというふうな意味合いの非常に諸外国から見たら奇異な感じを受けられるんですね。だからもっと再生可能エネルギーをさらにふやしていくためのさまざまな手段を拡大していく方向性、前向きの方角性でやっていくということが非常に重要ではないか。

今回ワーキンググループなんかのあれを見ますと、住宅用の太陽光発電までその調整の対象になるというふうなことになっているんですけれども、そういうところにそのための機器をつけるなんていうのはこれはものすごい社会的なむだですよ。そんな小さなものをいっぱいつけるということになると負担も出てきますし、それをさらにこの調達価格に反映させて損をさせないようにするというのはこれはもう社会全体の電気料金のアップにつながりますから、そういうことはやはりやめるべきだと思うんですよ。これは今その辺調整されていると思うんですけれども、やはり実態に合わせて、なおかつやれることはどんどんやりながら前向きの姿勢を示していかないと再生可能エネルギーに取り組む主体側がもうあきらめてしまってやらなくなるというふうなことにならないようにしていくということが非常に重要で。これはこの委員会のそういうことを発信することが目的ではないですけれども、やはりそういうふうな雰囲気を出していくということが極めて重要ではないかというふうに思います。感想ですけれども。

○植田委員長

ありがとうございました。

山地委員、ありますか。お願いします。

○山地委員

省令改正が行われてからのほうでしょうけれども、今後だから接続契約時点でこの価格を適用していくということですよ。それを一つ確認したい。

それと、法律の中では原則年度ごとに1年ごとに改定だけれども、半年ごとにも改定できるとあるわけなんですけれども、半年ごとに改定するとすればどういう手順が必要なんでしょう。つまり、

我々いつも1月から3月初めぐらいに議論して翌年度を決めてますけれども、これもし半年後ということになれば必要という認識を途中で持つということがあり得ると思うんですけれども、そのときのプロセス、手続について確認したいんですけれども。

○植田委員長

山内委員、何かありますか。

○山内委員

新エネ小委員会のほうでも少し発言したのですが、FITの制度は再生可能エネルギーを促進するという大目的があるわけだけでも、それをどういうふうにやったかという、基本的には事業リスクを全部とってあげるとそういうことをやったわけですね。事業リスクを全部とるので参入を促すというやり方をしたんですけれども。その事業リスクを大部分をとってきたんですけれども、結局それがどうなったかということを見るときに、事業リスクをどういうふうに分担するかというそういう視点も大事ではないかなというふうに私は思っています。例えば今出力制御の話もありましたけれども、状況が変わって出力制御が必要になるということは事業リスクが出てくるわけだから、それに対して事業者としてどういうふうに対応するかとかあるいは事業の回収をどう判断するかというそういうことが必要になってきているということだと思えます。だからそれをどこまでどっちが分担するかというそういう議論を詰めるのかなというふうに思います。

逆に今になってみると、今山地さんもおっしゃったけれども、設備認定の時点を経済への接続の申込のときにやっていたんだけれども、それを契約にするということは逆にそのリスクを減らすということなんです。だから、いろいろなやり方でいろいろなところでそのリスクの分担が変わっていくということなので、それも含めてもう少し分析をすべきではないかなというふうには思っています。

基本的に最初の調達価格の出発点はそういうリスクの問題をどうするかということよりもちゃんと計算ができているかとかコストがどうなっているかということにずっと重きを置いてきたんだけれども、今の時点になってくるとなかなかそれだけでは我々の議論も十分ではないというふうに見られてしまうのではないかなというふうに私は思っていますので、それで先ほど申し上げたようなことの必要性を痛感する次第であります。

以上です。

○植田委員長

辰巳委員、どうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。この委員会の全然マターではないというふうに思うんですけども、当初スタート時やはり事業者の方に利潤をたくさんもらってもらえるようにというふうに思って価格を設定して、その当時からスタート時点からすぐ運用された方たちの中には私たちが想定していた以上の利潤をたくさんとってもらった方がいらっしゃるようなうわさをたくさん聞いておりました。新エネ小委でも言ったんですけども、だからってそれを吐き出せというわけにもいかないんだと思うんですけども、何らかの形でやはりこのFITの制度を利用し、当初想定していた利潤プラスプレミアムの利潤もつけて参入していただいた方たちが、そこまでは認めるけれども、それ以上にたくさん利益を上げた方たちが何かの形で、例えばもうちょっと新エネが入るような先ほどの接続の問題なんかも含めて、例えば連系線をもうちょっと太くするための費用だとかなんかのところにそういうお金を吐き出してもらえないかななんて勝手なことを思っているんですけども。だけれども、そんなのはこの委員会の話ではないかもしれないのですけれども。でも、やはり当初決定した私たちの価格の下に運営されていてというふうに思いますので、何かそういうお話というのはできませんでしょうか。ということです。以上です。

○植田委員長

幾つか出ました、事務局からの回答お願いできますか。

○木村部長

いずれも非常に本質的なご指摘ばかりでございますので、あまり中途半端なお答えというのはむしろよくないのかなというふうに思いますので。保留の問題に端を発するさまざまな問題につきましては今和田委員がご指摘いただいたように、私どもは現在のあくまでも設備の容量あるいは系統の状況、需給の状況、それから現行のルールということを前提に試算をし、その検証結果を公表させていただいたということで。もっと本当はやれるじゃないかというようなご指摘というのでも確かにあろうかとは思っておりますけれども、現時点での私どもとしての検証結果なりあるいは対策パッケージとしてそこはご理解をいただくしかないのかなと思っております。

ただ、受入れ量を大きくしていくために今後エネルギーミックスの議論も始まりますけれども、例えば連系線の利用でございますとかさまざまな技術的な、例えば気象の変動のようなものをもっといち早くキャッチしてうまく動かせるそういう技術による部分とかさまざまなものを対策をとにかく組み合わせしていくことによりましてできるだけ受入れ量というのを確保していきたいというのは当然のことだと思います。

ただ、その中で出力制御のようなものは、これは現実にはスペインなんかでは多分太陽光はあまりやられていないと思うんですけども、風力なんかは出力制御を一部やったりというようなことはしておるとは聞いてまして、そういう意味でやはり全体の導入を確保していくために全く制

御ができませんという電源ばかりだとこれはやはりまた逆に窮屈になりすぎて全体としてその量が入らない。もちろどれぐらい制御されるんだというようなことを見通しを示していくということは非常に重要なことだと思うのでそれはやろうと思うのですけれども、やはりある程度出力制御のようなものを弾力化ということは今回、それをやれば受入れ量が大きくなるということは恐らく明らかなだと思いますので。今もちろん足元で出力抑制のようなことがいっぱい起こっているというようなことは全くないわけでございますけれども、将来のためのものとしてやはり導入をしていくということが必要なかなというふうには思っております。

住宅用等についても社会的なむだではないかみたいなお指摘もいただいておりますけれども、これはそっちの側のシステムの安定的な運用と再エネの最大限導入というのをどういうふうに組み合わせるかという中で私どもとしても模索をしていきたいというふうには思っております。

それから、山地委員からいただいた半年改定の場合の手順なのですが、基本的には手続的には全く1年改定と同じプロセスを踏むことにはなるとは思いますが、恐らく今山地先生がおっしゃられたのは、ここに書いてある経産大臣がこういうものを勘案し必要であると認めるというのはどういう場合に発動されるのかという多分そういうご指摘かと思えます。これは結構難しいご質問で。私どもはやはり半年改定をするための前提となっている、いろいろご議論はあったんですけど、コストのデータというのは一番の基本であることは恐らく間違いないと思うんですよ。そこが半年のレベルでどういう有意なものとしてとれるかというところが一番悩ましくて。ただ、そういうことを実務的に少し私どもとしても勉強した上で、実際書いてあるのに全く使えないという条文だということだと意味がございませんので、そこはちょっと頭の体操をやらせていただければというふうには思った次第でございます。

それから、山内委員からおっしゃられたこれも非常に本質的なご指摘で、従来リスクというものの、事業リスクのようなものというのはある意味計算ができたわけなただけけれども、実際制度を運用してこれだけたってそういうことだけを機械的にやっていたのではなかなか議論として十分じゃないというそういうご趣旨のご発言かなというふうには思いましたが。まさにそういう点も含めて調達価格等算定委員会場でまさに活発に考え方を交わしていただければありがたいというふうには思っておりますし。ただそこでベースになるのはやはりコストだろうというふうには思いますけれども、確かに中長期的に導入に時間のかかるような電源について毎年足元の価格を見ながら上下させるというのがそれ自身非現実的だというような側面もやはりあるかとは思いますが。そうするとやはり中長期的にその電源というのをどういうふうに育てていきたいのかみたいなおことというのはどうしても考慮せざると得ない面がやはり出てくると思っております。そういったことも含めて法律の解釈、余りこれが法的安定性を覆すようなことになってもいけませんけれ

ども、それにつきましてはこれからご議論をいろいろな面でしていただければなというふうに思っております。

それから、辰巳委員からいただいた想定IRRを超える利益を享受しておられるような事業者さんというの、建前だけ申し上げると確かに想定IRRを超えてもちろんもうけちゃいけないということが何かあるわけでもございませんし、逆にそれだけ一番初期市場においてしっかり事業に結び付けていただいたということで、FITの趣旨を逸脱するものではないというふうには思っております。他方、これだけいろいろと系統の接続の問題とか後発の事業者さんとの関係でいろいろと後から来る人の悲哀というかそういうようなものが明らかになっているような状況の中でどういうふうに世代間の公平みたいなものというのも若干後知恵になるかもしれませんがけれども何かあるかどうかということにつきましては、この場でということではないかもしれませんがけれども政策論としてそこは承って我々としても勉強したいというふうに思っております。

以上でございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

今日はこれまでかと思っておりますけれども、部長あいさつにもありましたが、法の趣旨に基づいてぶれない運用をしないといけない。附則7条が3年間利潤に特に配慮するとなっておりますが、なぜ3年なのか、法ができて現在それを運用、執行するときに我々はかかわっているわけですが、実は年末年始に調べたのですけれども、わからないですね。3条2項というのも大事な項目ですし、それから山地委員が聞かれた3条のそのものも半期のところ大変重要で。この法のもともとの立法趣旨と本来のねらい、それがどういうふうになっているかも一度確認した上できちっとした運用ができないといけないと思ひまして、今いろいろ調べていただいているところです。改めてご報告できるかと思っておりますけれども。

それで、これも部長の発言にありましたが、議論はできるだけというか、この委員会ができた趣旨が決める過程を透明にするというのが趣旨ですので、今日ご指摘いただいたようにいろいろなデータ、こういうデータを分析してくれとかいうようなことをぜひできるだけたくさん出していただいて、最終的に結果としてどういう価格にするかというのは最後に決定をしないとできませんけれども、途中のプロセスが大変重要だというふうに思っております。ですので、国民から見てこの制度が公正に運用されていっているということがわかっていただけるような議論をしたいというふうに思います。

それから、山内委員がおっしゃったように、確かに、これは部長の発言にあったのですが、FITだけで解決できない問題、いろいろな課題が出てきているという、この再生可能エネルギー

にかかった、という問題があります。ここは何かを決められるとか議論の場というわけではないのですけれども、しかし関連はしますので、新エネ小委員会でやっていただくとかそういうことも含めましてすすめたいと思いますので。

そんな要領ですすめさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

4. 閉会

○植田委員長

では、今日はこれでちょうど時間ということですので、終わりにさせていただきます。

次回の委員会の開催日時につきましては、事務局から別途通知させていただきたいというふうに思います。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

これをもちまして本日の調達価格等算定委員会を閉会いたします。

どうもご多忙のところありがとうございました。終わります。